

調査基本設計業務委託特記事項

1 特記事項の適用

本基本設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、☐印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「調査設計業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 真鶴町義務教育学校調査基本設計業務委託

1. 2 委託場所 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 1855

1. 3 契約期間 契約締結日から 2026（令和 8）年 3 月 31 日（予定）

1. 4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

【建設】義務教育学校・放課後児童クラブ：延床面積 約 7,000 m²

用途 ☒ 単一用途 ☐ 複数用途

構造的な区分の可否 ☒ 可能 ☐ 不可能

【改修】真鶴町立体育館（学校体育館に用途変更）：延床面積 約 1,500 m²

用途 ☒ 単一用途 ☐ 複数用途

構造的な区分の可否 ☒ 可能 ☐ 不可能

【外構】校庭整備 ☒ あり ☐ なし

排水整備 ☒ あり ☐ なし

【解体】現有中学校校舎 延床面積 4,515.20 m²（RC 造 3 階）

【解体】現有中学校外トイレ 延床面積 62.00 m²（S 造 1 階）

【敷地面積】 16,520 m²（道路拡幅予定地を含む）

・ 現有町立体育館を学校体育館に用途変更し、大規模改修を実施予定。

・ 解体の対象建物については、別図 1 による

・ 道路拡張に係る造成設計並びに擁壁等の土木構造物の設計

■ 新改築（真鶴町立義務教育学校・放課後児童クラブ）

〔総合〕

敷地の特殊性 ☐ あり ☒ なし

構造種別 ☐ 木造（小規模なものは除く） ☒ 木造以外（ただし、提案による変更可）

〔構造〕

建築物の形状の特殊性 ☐ あり ☒ なし

敷地の特殊性 ☐ あり ☒ なし

特殊な解析、性能検証等 ☐ あり ☒ なし

特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） ☐あり ☒なし
 免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） ☐あり ☒なし
 構造種別 ☐木造（小規模なものは除く） ☒木造以外（ただし、提案による変更可）
 〔設備〕
 敷地の特殊性 ☐あり ☒なし
 特別な性能を有する設備 ☐あり ☒なし

■ 改修工事・設備改修工事（真鶴町立体育館）

既存図面の有無： ☒紙図面あり ☐C A Dデータなし ☐既存図面なし
 積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書 ☐あり ☒なし
 事業を継続させながら行う工事：☐対象 ☒非対象
 発電設備： ☒あり ☐なし
 空調設備：☐あり ☒なし
 昇降機設備：☐あり ☒なし
 解体・グラウンド整備等工事：☐あり ☒なし

■ 解体工事（現真鶴中学校ほか）

既存図面の有無： ☒紙図面あり ☐C A Dデータなし ☐既存図面なし
 積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書 ☐あり ☒なし
 事業を継続させながら行う工事：☐対象 ☒非対象
 発電設備：☒あり ☐なし
 空調設備：☒あり ☐なし
 昇降機設備：☐あり ☒なし
 解体・グラウンド整備等工事：☒あり ☐なし
 解体工事に伴う周辺環境への影響検討・調査業務

■ その他

建築物の種類：第七号1類

建設予定工期

義務教育学校新校建設工事：2027（令和9）年6月から2029（令和11）年12月まで
 義務教育学校準備工事（備品搬入工事等）：2029（令和11）年12月から
 2030（令和12）年3月まで
 新校引越し：2030（令和12）年3月
 新校開始想定：2030（令和12）年4月
 既存校舎の解体工事：2027（令和9）年7月から2027（令和9）年12月まで
 校庭整備工事：2029（令和11）年4月から2030（令和12）年3月まで
 北側道路拡幅工事との調整あり

1. 5 管理技術者の資格要件

■ プロポーザル実施要領による

- ☐ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ☐ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士

2 設計業務の内容（設計成果物は、別表 1 のとおりとする。）

設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからオとする。

項 目		業 務 内 容
(1) 設計条件等の整理	①条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件とする。
	②設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に齟齬矛盾がある場合又は整理した設計に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	①法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	②建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打ち合わせを行う。
(4) 基本設計方針の策定	①総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	②基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図（当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

必要な項目は、以下のアからオまでに掲げるもののうち■印のものとする。

ア 次に掲げるものを内容とする計画説明書及び設計概要書の作成

- 建築（意匠）の計画概要及び設計概要
- 建築（構造）の計画概要及び設計概要（構造性能については受嘱後の協議による）
- 設備の計画概要及び設計概要
- 仕様概要書及び仕上げ表
- 設計経過
- 工事費概算書
- 工程計画の概要（工事予定工程表含む）
 - 新築・改築・増築における工事予定工程表の作成にあたっては、（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき作成する。
- 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する。
- 議会・学校建設準備委員会関連に関わる関係資料の作成（図面共）及び印刷
- 住民意見公聴会等の実施（3回を予定）

イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- 実施設計の基本となる配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備概要図

ウ その他基本設計に必要な業務（標準外業務）

- 環境配慮チェックシート（目標設定）の作成
- リサイクル計画書（基本設計）の作成
- ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】の作成
- ユニバーサルデザインチェックリストの作成
- 景観配慮計画書の作成
 - ①真鶴町まちづくり条例の各規定に基づく資料の作成
- 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表「基本設計」の作成
- 設計レビューへの協力業務（別記1による）
- 打ち合わせ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）の作成
- 公共建築設計者情報システムの登録簿（写）
- 成果物の電子データを収めた CD-R 等の作成

エ 追加業務

- 透視図の作成（アルミフレーム額入り）
外観（周囲の街区等の景観を含む。）2枚、鳥観図1枚、内観2枚（サイズA2）
- 省エネルギー計算書の作成（モデル建物法 B P I m / B E I m）
300 m³以上の新築、改築
- 設計 V E への協力（別記2による）

オ 特別依頼業務

■ 石綿含有分析調査

材料の種類	個所数	備 考
別記3による		

- 敷地測量調査（別記4による）
- 地盤調査（別記5による）
- デジタルテレビ放送受信障害予測調査（別記6による）
- PCB含有調査（別記7による）
- 雨水等排水路調査（別記8による）
- その他標準業務（別記9による）

3 現場実態の把握

受託者は、設計にあたり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面や竣工図等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

4 プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行すること。

5 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を書面にて得なければならない。（各基準類の制定年月日については、監督員と打合せること）

ア 共通（建築・電気設備・機械設備）

- ・官庁施設整備等の基本的考え方（国土交通省）
- ・神奈川県建設リサイクル法実施方針
- ・神奈川県電子納品運用ガイドライン
- ・学校施設整備指針（文部科学省）
- ・学校設置基準（文部科学省）

イ 建築

- ・建築工事標準仕様書（国土交通省）

ウ 電気設備

- ・建築工事標準仕様書（国土交通省）

エ 機械設備

- ・建築工事標準仕様書（国土交通省）

オ 敷地測量調査

- ・敷地調査共通仕様書（国土交通省官房官庁営繕部）

カ 地盤調査

- ・地質・土質調査業務等共通仕様書（関東地方整備局）

キ アスベスト調査

- ・アスベストの飛散防止に関する作業基準等

ク 解体工事

- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

6 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1 による。

7 その他

ア 概算費用を次の日程にて算出すること。

実施設計費：第 1 回 2025（令和 7）年 11 月末（予定）

関係調査費：第 1 回 2025（令和 7）年 11 月末（予定）

概算工事費：第 1 回 2025（令和 7）年 12 月末（予定）

イ イニシャルコスト、ランニングコスト及びライフサイクルコストについては、計画的保全を踏まえて検討し、年間の保守メンテナンスコスト資料の作成支援を行うこと。

ウ 基本設計にあたり、真鶴町策定の「真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画」及び提案書を踏まえ、真鶴町のコンセプトに基づいた提案をすること。

エ 長期的な視点を見据えた修繕・改修計画の提案をすること。

オ 受託者は、本業務を遂行するにあたり、設計図書の整合性を確保し、工事請負事業者へのスムーズな引継ぎができるように配慮すること。

カ 受託者は、施工者の選定について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、委託者に対し選定支援及び提案を設計段階から行うこと。

キ 設計提案において、敷地に係る高さ制限の緩和を求める場合は、建築基準法に規定する許可の同意を求めるために協力すること。

ク 受託者との協議により、実施設計設計時に実施することが可能又は妥当と考える調査等については、調査報告書を方針提案書に変えて提出できることとする。

別記1 設計レビュー仕様書

受託者は、設計業務の途次において委託者が基本設計レビュー（以下「レビュー」という。）を実施するにあたり、その実施に協力しなければならない。

1 レビューの概要

（1）レビュー実施の時期

- a 原則として、基本設計書の策定完了時期とする。
- b 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

（2）レビューの実施時期は、各段階とも原則として1日とする。

2 レビューへの協力

（1）受託者は、監督員が指示する時期までに、以下の資料を準備するものとする。

- 計画説明書、仕上げ概要表、配置図、工事概算書、その他監督員の指定するもの、その他別表2を参考とした必要資料

（2）委託者がレビューを実施する際、受託者は監督員の求めに応じてレビューに出席し、説明を補助するものとする。

3 レビュー事項の取扱い

（1）受託者は、監督員の指示により設計内容を見直し及びそれに基づく修正を行うものとする。

（2）受託者は、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。

別記2 設計VE

- 受託者は、当該設計業務において委託者が設計VEを実施するにあたり、その実施に協力しなければならない。

1. 設計VE協力業務の概要

- (1) 設計VEは、庁内会議・委員会等にて委託者が実施するものとする。
- (2) 設計VEの時期
 - ア 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。
 - イ 設計VE実施時期は、概算工事費の提出時とする。

2. 設計VEへの協力

- (1) 受託者は、設計VE作業開始前までに、以下の資料を準備するものとする。
 - 計画説明書、仕上概要表、配置図、工事費概算書、その他、別表1及び2を参考とした必要資料
 - VE項目リスト及びVE図面
- (2) 庁内会議・委員会等にて委託者が設計概要説明の際、受託者は監督員求めに応じて会議に出席し、説明の補助をするものとする。

3. VE提案事項の取扱い

- (1) 受託者は、監督員がVE提案された項目の採否の検討をするにあたり、監督員の指示により技術的検討を行い、その結果を報告するものとする。
- (2) 受託者は、監督員が(1)の結果に基づき、設計の変更を指示した場合は、必要な変更を行うものとする。

別記3 石綿含有分析調査

1 石綿含有分析調査の目的及び概要

受託者は、当該設計業務の対象施設の解体に伴い、次の箇所について石綿含有分析調査を必要に応じて実施すること。なお、実施する場合サンプルの採取を行う場合は、監督員と協議して箇所を決めること。また、簡易復旧が必要な箇所についてはこれを行うこと。

2 調査対象

- 外壁（吹付タイル、フレキシブルボード、タイルの接着剤）
- 床（ビニールタイル、巾木の接着剤、便所アスファルト防水、床タイルの粘着剤）
- 壁（吹付タイル）
- 天井（岩綿吸音板、吸音材、フレキシブルボード）
- 機械設備（配管保温材、ダクトの接続部材）
- 屋上（アスファルト防水）

※その他、解体設計を進める中で、含有すると思われる箇所が発見された場合は調査すること。

3 報告書類

- （1） 報告書2部

別記4 敷地測量調査

1 敷地測量調査の目的及び概要

真鶴町新校建設整備において、設計業務を進めるための当該敷地の現況測量を行う。最終的な調査項目及び調査時期等については、着手前に委託者と協議し、決定すること。

2 対象敷地

①現真鶴町立真鶴中学校の敷地（将来の道路拡幅予定地を含む）

ア) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1845 番 2

公簿地目：畑

敷地面積：747.00 m²

イ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1846 番

公簿地目：宅地

敷地面積：479.33 m²

ウ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1847 番

公簿地目：宅地

敷地面積：958.67 m²

エ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1848 番

公簿地目：宅地

敷地面積：2,882.64 m²

オ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1849 番

公簿地目：宅地

敷地面積：456.19 m²

カ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1850 番 1

公簿地目：宅地

敷地面積：2,091.20 m²

キ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1850 番 7

公簿地目：宅地

敷地面積：57.12 m²

ク) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1850 番 9

公簿地目：宅地

敷地面積：680.33 m²

コ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1851 番 1

公簿地目：宅地

敷地面積：1,944.85 m²

サ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1852 番 1

公簿地目：宅地

敷地面積：154.64 m²

シ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1853 番 1

公簿地目：宅地

敷地面積：3,727.99 m²

ス) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1853 番 4

公簿地目：宅地

敷地面積：122.21 m²

セ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1853 番 5

公簿地目：宅地

敷地面積：330.57 m²

ソ) 地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1855 番 3

公簿地目：宅地

敷地面積：646.17 m²

②真鶴町立体育館の敷地

地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1855 番 1

公簿地目：宅地

敷地面積：2,309.04 m²

③真鶴中学校テニスコートの敷地

地名地番：神奈川県真鶴町真鶴 1935 番 3

公簿地目：畑

敷地面積：923 m²

3 敷地調査項目等

(1) 現真鶴中学校北側における道路境界変更測量

(既存中学校体育館北側、道路拡幅予定地を除く全体測量)

4 その他

(1) 受託者は、調査及び測量のための公有又は私有の土地に立入る場合、委託者が発行する身分証明書を常時携帯するとともに、関係住民等から請求があればこれを提示しなければならない。また、私有地等への立入りについては、発言及び作業を慎重にし、住民に不安感、悪感情等を与えないよう注意すること。

(2) この仕様書に定めのない事項が発生した場合には、委託者及び受託者で協議し決定すること。

(3) 特別な事情がない限り、測量図等は、2025（令和7）年12月末（予定）までに提出すること。

(4) 測量法、運用・国土調査表・不動産登記法等を準拠すること。

(5) 敷地現況測量は、範囲として接する道路部分も含み、電柱その他工作物の位置及び既存工作物等についても行う。

(6) 高低測量は、範囲として接する道路・水路部分も含め、10以下のメッシュで行う。

- (7) 既存植栽についての大きさ・位置の実測を行う。
- (8) 調査の詳細については、委託者との協議の上決定する。
- (9) 「真鶴町新校建設基本設計業務委託プロポーザル実施要領」記載の 1. 基本事項 (9)資料の閲覧を参考とする。
- (10) 調査日等については、着手前に委託者と協議の上決定する。

5 成果物 敷地調査項目等において、真鶴町で保管していない資料を成果物として提出。(別表 1 による)

- (1) 測量計算書 一式
- (2) 面積計算書 一式
- (3) 用地実測図原図作成 一式
- (4) 雨水及び汚水の人孔、配管位置図 一式
- (5) 上記製本及び電子データ 一式

6 資料等成果物の公開禁止

資料等一切の成果物に係る権利はすべて真鶴町に帰属することとし、受託者はこれらを町の承諾なしに他のいかなる者に対しても閲覧に供し、複写させ、資料等成果物を譲渡し、又は発注情報として提供してはならない。

別記5 地盤調査

1 地盤調査の目的及び概要

現真鶴町立真鶴中学校の敷地において、当該敷地の地盤構成及びその性質を探り、設計・施工に必要な情報を得るために必要に応じて地盤調査を行う。

2 地盤調査項目、数量、時期など

地盤調査仕様書（調査項目、数量、時期など）は設計者が作成し、調査業務を任意の調査会社に発注するものとする。

3 見積書の作成

想定される地盤調査項目、数量などの一覧は次のとおり。次に掲げる内容で、別途見積書を提出すること（民間単価を採用してよい）。なお、最終的な調査項目、調査数量等については、着手前に委託者と協議し、決定すること。

地盤調査一覧表

錘孔 No.	調査深度 (m)	貫入試験回数(回)	試料採取・試験深度(m)	室内土質試験										孔内水平載荷試験	現場透水試験	平板載荷試験
				含水量	土の密度	粒土分布	塑性界限	液性界限	湿潤密度	一軸圧縮	三軸圧縮	直接せん断	圧蜜			
	20	20														
1'	8		3	○	○	○	○	○	○	○	○					
			4											○		
			7												○	
			8	○	○	○	○	○	○	○	○					
2	20	20														
2'	8		3	○	○	○	○	○	○	○	○					
			4											○		
			7												○	
			8	○	○	○	○	○	○	○	○					
3	20	20														
4	20	20														
5	20	20														
6																○

注意事項

- 1) 調査ボーリングは5孔と想定し、便宜的にNo.1～No.5と定める。各孔の詳細位置は受嘱後、委託者との協議により決定するものとする。
- 2) No.1'及びNo.2'孔はそれぞれNo.1及びNo.2の近傍の、試料採取・各種試験用の別孔とする。
- 3) No.6では平板載荷試験（長期地耐力5～10ton/m²程度の確認）を行うものとする。試験位置は受嘱後、委託者との協議により決定するものとする。

4 成果物

- (1) 地盤調査結果報告書（製本2部正・副及び電子データ）
- (2) 土質標本 一式

別記6 デジタルテレビ放送受信障害予測調査

受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う地上デジタルテレビ放送（以下、「地デジ」という。）受信障害の範囲を技術的に予測し、障害対策の実施を円滑に遂行するため、地デジ受信の現況調査を実施しなければならない。現況調査は、机上検討と現地調査により実施する。なお、実施年度、時期については、受託者と協議の上決定する。

1 机上検討

- 地デジ電波の受信状況想定
- 地デジ電波の送信状況
- 高層建物及び住宅等の分布状況
- 地形の状況

2 現地調査

(1) 調査地点 調査地点数 最大6点

(2) 調査内容

ア 地デジ電波の受信状況調査

(ア) 対象テレビ電波

対象地域で受信可能なすべての地上デジタルチャンネル

(イ) 受信状況調査項目

a 受信画像評価

ブロックノイズや画面フリーズ等の有無による評価

b 受信レベル (dB u v)

c ビット誤り率 (BER)

d 既設受信形態調査

e CATV 幹線の敷設状況調査

イ 建物の現況及び今後の見込み

ウ 地形の状況変化

3 報告書類 2部

(1) 報告書

(2) 各調査地点におけるチャンネル別の受信状況（調査結果一覧表）

(3) 各調査地点における画像写真（チャンネル別・カラー写真・ファイル綴じ）

(4) 影響範囲の予測地域図

(5) 提言書（調査結果の説明及び障害解消対策についての意見書）

4 主任技術者の選任届及び資格

受託者は、CATV 技術資格制度における「CATV エキスパート（受信調査）」又は相当の受信障害に関する専門知識及び技術を有する者の中から、調査に関する総合管理をつかさどる主任技術者を定

め、書面をもって氏名を届け出なければならない。

別記7 PCB含有調査

受託者は、当該設計業務を実施するにあたり、既存施設においてPCB含有の可能性が考えられる次の設備について、有無について調査しなければならない。

1 対象設備

- 変圧器
- コンデンサ
- 安定器
- その他

2 報告書類 2部

(1) 調査結果報告書

別記 8 雨水等排水路調査

受託者は、当該設計業務を実施するにあたり、既存施設において雨水等の排水路が現真鶴中学校グラウンドを横断している可能性があるため、その有無について調査しなければならない。なお、実施年度・時期については、受託者と協議の上決定する。

1 対象設備

雨水等管路調査及び埋設管の対応方針

2 調査手法

地歴調査

3 報告書類 2部

(1) 調査結果報告書又は基本方針書

別表 1（設計成果物納品リスト） ※必要な成果物の部数を記入し、電子データが必要なものは○印

成 果 物 等	部数	電子データ	備考
■基本設計方針説明書製本	5	○	
■基本設計書（別表 2 に掲げる成果図書）製本	2	○	
■環境配慮チェックシート	2	○	
■リサイクル計画書	2	○	
■環境物品等チェックリスト	2	○	
■ユニバーサルデザイン導入計画書	2	○	
■ユニバーサルデザイン導入チェックリスト	2	○	
■景観配慮計画書	2	○	
■設計内容の適正化及びコスト管理チェック表（基本設計）	2	○	
■設計レビュー資料（別記 1 による）	2	○	
■打合せ簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）	2	○	
■PUBDIS 登録書（写し）	2	○	PDF
■成果物の電子データを収めた CD-R 等	2	○	
■補助金申請に係る関係資料	2	○	
■業務実施計画書	2	○	
■業務完了報告書	2	○	
■解体設計図書	2	○	
■外構・ランドスケープ計画書	2	○	
■基本設計説明書	2	○	
■基本設計工程表	2	○	
■付帯工事に関する設計	2	○	
■近隣・町民への説明資料	2	○	PDF
■敷地測量調査報告書（別記 4 による）	2	○	
■地盤調査報告書（別記 5 による）※実施年度要検討	2	○	
■アスベスト調査報告書（別記 3 による）	2	○	
■デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書（別記 6 による） ※実施年度要検討	2	○	
■PCB 調査結果報告書（別記 7 による）	2	○	
■雨水等管路調査報告書（別記 8 による）※実施年度要検討	2	○	
■透視図	2	○	

■省エネルギー計算書	2	○	
■設計VE資料	2	○	
■環境シュミレーション結果	2	○	
■樹木調査結果報告書（伐採指示図の作成含む）	2	○	

別表 2（基本設計書）

設計の種類		成果図書
(1) 総合		①計画説明書 ②設計概要書 ③仕上表（概略） ④面積表及び求積図 ⑤案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧立面図 ⑨断面図 ⑩透視図の写し（鳥かん・外観・室内等での作成の場合） ⑪設備計画図 ⑫工事概算費（付帯工事含む） ⑬工事予定工程表 ⑭工事区分資料
(2) 外構		①仕様説明書 ②設計概要書 ③配置図 ④横断図 ⑤工事費概算書 ⑥各種技術資料
(3) 構造		①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書
(4) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概要書 ④各種技術資料

	(iii) 空調換気設備	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iv) 昇降機等	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(5) 改修（町立体育館）		①計画説明書 ②設計概要書 ③平面図 ④立面図 ⑤断面図 ⑥工事費概算書 ⑦各種技術提案資料
(6) 解体		①計画説明書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(7) その他		①その他検討資料

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「計画説明書」は、設計趣旨及び計画概要に関する内容をいう。
- 4 「設計概要書」は、仕様概要及び設計方針（各種比較検討等の検証含む）に関する内容をいう。
- 5 監督員との協議により合併した図面とすることがある。

別記9 基本設計業務の内容（補足）（標準外業務）

項目	業務内容
(1) 基本設計工程表の作成	基本設計業務着手と同時に、各段階に応じて必要な検討項目が網羅された基本設計期間中における設計工程表を作成し、監督員に確認を得る。
(2) 解体設計事前調査及び概算	既存中学校他の解体工事設計に係る事前調査、概算算出
(3) 大規模改修基本設計	既存町立体育館改修のための現況調査及び設計に必要なデータ整理、改修方針提案、技術提案、基本設計、概算算出
(4) 外構・ランドスケープ計画及び概算	植栽（既存樹木含む）・外構（屋外倉庫等含む）・動線計画の検討
(5) 周辺環境への方針	風環境シミュレーション（自然換気に寄与する建物形状の変更に伴う周辺環境に与える影響、風圧係数分布算定の他、避難、日照、通風、温熱環境等についてシミュレーションを行う。
(6) 設計変更対応	不調不落や、委託者の要望変更等による設計変更が生じた場合の対応（構造設計の変更を伴わない、1か月程度の期間で対応可能な変更内容について対応を行った場合）
(7) 長期維持・保全計画（LCM）の方針・立案	ライフサイクルコストも含めた長寿命化計画、長期修繕計画の方針及び立案を作成する。
(8) 町民サービス、執務環境の効率性について	ICTの積極的な活用、BEMSの導入についての検討を行う。
(9) 付帯工事及び概算の提案	既存中学校の什器備品の数量や仕様の調査、新校舎の什器レイアウト計画（新規什器、既存什器含む）、移転・引越計画支援。
(10) 校内LAN・AV設備等設計及び概算	校内ネットワーク設備、入退室管理設備、機械警備設備、CATV・有線放送設備、AV機器設備等の計画並びに各設備に対応する電源設備計画、配管設備計画及びケーブルルート計画を行う。
(11) 仮設計画	必要に応じて、各工事における動線、セキュリティを含めたローリング計画の検討を行う。
(12) 意見公聴会の開催	学校関係者及び町民他関係者に対して、基本設計内容の総合的な説明を行う。
(13) 近隣・町民への説明資料及び対応支援、協議	必要に応じて、近隣・町民への説明資料を作成、監督員を支援する。
(14) 設計業務関連	本仕様書以外の設計業務についても設計を進める上で必要な業務は適宜実施するものとする。
(15) コンピュータ解析による環境シミュレーション	風環境検証・温熱環境検証（CFD解析による建物内部検証）・光環境検証・日陰検証の検討を行う。CFD解析は①普通教室（北側・南側）、階段室吹き抜け部分（自然換気検証）、その他設計にあたり必要と考える室内箇所における、「熱」及び「気流」についての解析を行う。

(16) 庁内検討会議等の資料作成及び協力支援	必要に応じて、庁内への説明資料を作成、監督員を支援する。
(17) 3次元による各種シミュレーション	意匠設計を主体とした計画建物の3次元可視化による検討、関係者への説明を想定する。
(18) 国庫補助金等取得にかかる資料作成支援	国庫補助申請に係る資料作成支援を行う。
(19) エコスクール認定等のスペックの検討について	エコスクール認定等の各種補助金申請用資料作成及び協力業務
(20) ZEB 化の検討	「ZEB Oriented」以上を目標とした、グレード別イニシャルコスト、ランニングコスト比較資料の作成を行う。
(21) 各種申請手続き業務	設計業務上必要な各行政手続き業務（事前協議、各種届出、議事録作成含む）を行う。

別図1 解体建物リスト

受託者は、以下の主な解体建物を対象に設計業務を行うこととする。

なお、現況確認を行うこと。

